

台東区石綿除去工事標準仕様書

第1節 一般事項

1. 適用範囲 (標準仕様書 29.1.1)

本仕様書は、「東京都建築工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)第1章 総則 第5節 石綿含有建材の調査及び第29章 石綿除去工事」に基づき作成したものである。本仕様書に記載のない事項については、標準仕様書と併せて確認する。

当該標準仕様書は、東京都のホームページに掲載されているので参照すること。

この節は、「大気汚染防止法」及び「労働安全衛生法」に基づく石綿を含有する石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等及び石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材(以下「石綿含有建材」という。)を使用する建築物その他の施設の解体又は改修工事(以下「石綿含有建築物解体等工事」という。)を施工する場合に適用する。

石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。

石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け石綿、石綿含有保温材等、石綿成形板等及び、石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル(以下「アスベスト飛散防止対策マニュアル」という。))」(東京都環境局)による。

当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。

なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。

2. 施工一般 (標準仕様書 29.1.3)

- (1) 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。
- (2) 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出(特定粉じん排出等作業実施届書)及び「東京都環境確保条例」に基づく届出(石綿飛散防止方法等計画届出書)に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。
- (3) 受注者は、事前に「石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)」第4条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付し、その実施内容を監督員に報告する。
- (4) 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」(東京都環境局)の最新版による。
- (5) 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認者等について、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。

3. 事前調査(標準仕様書 29.1.4)・石綿含有建材の調査(標準仕様書 1.5.1)

あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

(1) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合についても同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者とは以下の者である。

①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正)に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)

②(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの
ただし、戸建て住宅及び共同旧宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

(2) 「解体等工事に係る事前調査説明書面」等

受注者には、台東区施設課において行った石綿含有建材分析結果報告書及び工事履歴(調査対象建材一覧)等を貸与する。受注者は、工事着手前に貸与された資料、設計図書と現地状況に違いが無いかを確認し、「解体等工事に係る事前調査説明書面」(様式-1)を作成する。書面提出にあたっては監督員に内容を説明し、確認を受けること。

調査の結果、材料の石綿含有が判明しない場合は、監督員との協議による。なお、分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成18年8月21日付け基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日付け基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。

- ・ JIS A 1481-1(市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)
- ・ JIS A 1481-2(試料採取及びアスベスト含有の有無を判定する定性分析方法)
- ・ JIS A 1481-3(アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)
- ・ JIS A 1481-4(質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)
- ・ JIS A 1481-5(X線回折法によるアスベストの定量分析方法(第一部の定性的判定方法を用いる場合の方法))

※ 試料採取を行う場合は、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤(固化剤)を散布し、粉じんが飛散しないよう補修すること。

なお、アスベスト含有建材を処理した場合は、「特定粉じん排出等作業完了報告書」(様式-3)を提出すること。

(3) 請負金額100万円以上の工事は、石綿使用の有無に関する調査結果の報告について、工事着手前に石綿事前調査結果システム(厚生労働省・環境省)により電子申請を行うこと。

4. 石綿粉じん濃度測定 (標準仕様書 29.1.5)

(1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は、次による。

ア 受注者は、工事の場所の敷地の境界線のうちで、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物の周辺4方向にて、作業前、作業中、作業後の浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省)による。

測定結果が基準値を超えた場合は、作業を中断し、区画状況を確認、見直しを行った上で、作業を

再開すること。

※ 作業前の測定は、現場周辺のバックグラウンド濃度を把握するため実施する。

※ 作業中の測定は、除去工事の作業期間が6日を超える場合は、6日以内ごとに1回以上行う。

また、2区画以上の施工区画にわたって行われる場合、施工区画ごとに行う。

イ 施工区画の隔離状況等を把握するため、次の地点において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

○ 施工区画内

○ 施工区画直近の外周(除去作業中の前室の入口、集じん・排気装置の排気口)

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省)による。

(2) 外部の石綿含有仕上塗材の除去工事を施工する場合は、次による。

○ 目視による監視を実施する。

○ 作業環境周辺の状況を把握するため、施工箇所において、作業前、作業中、作業後の浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

(3) 浮遊石綿濃度を測定する場合の、測定時期、測定場所及び測定箇所数は次による。

○ 図面による。

なお、測定機関は、「作業環境測定法」(昭和50年法律第28号)に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施工計画書に記載する。

第2節 共通事項

1. 専門工事業者 (標準仕様書 29.2.1)

石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者が提出する「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいい、施工実績を添付する。

① 除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子(石綿を含む)の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する技術を持っている。

② 除去処理工事終了後に、作業場における空気1リットル中の繊維状粒子(石綿を含む)の本数をおよそ10本以下とすることにより、施設利用者の安全を確保できる技術を持っている。

③ 除去工事中の作業者は関連法令等に則り作業を行うほか、施工中に発生の恐れがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する技術を持っている。

なお、「吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。

2. 石綿作業主任者 (標準仕様書 29.2.2)

受注者は、石綿含有建材の除去に当たり、「石綿則」第19条に基づき「石綿作業主任者」を選任し、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。

3. 除去作業員 (標準仕様書 29.2.3)

石綿含有建材の除去に従事する作業者は、「石綿則」に基づく特別の教育を受けた者とし、その実施内容を監督員に報告する。なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診したもので肺機能に異常がない者とする。

4. 施工区画への関係者以外の立入禁止 (標準仕様書 29.2.5)

作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。

5. 表示及び掲示 (標準仕様書 29.2.6)

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令に定められた大きさとする。その他の表示や掲示については、A3(297×420mm)以上とする。

- (1) 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について(平成17年8月2日基安発第 0802001 号)」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」(様式-2の1~3)を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

[様式の種類]

- ・様式-2の1 … 石綿使用が無い場合に使用
- ・様式-2の2 … レベル3の場合の場合に使用
- ・様式-2の3 … レベル1・2の場合に使用

- (2) 「石綿則」に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。
- (3) 「石綿則」に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。また、「大気汚染防止法」に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- (4) 「労働安全衛生規則」に基づき、石綿作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項について、作業場の見やすい箇所に掲示を行う。

6. 保護具等 (標準仕様書 29.2.8)

石綿処理に関わる監督員の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に行う。

第3節 石綿含有吹付け材の除去

1. 作業場の隔離等 (標準仕様書 29.3.1)

負圧隔離養生の方法等は、標準仕様書 29.3.1 各号による。

イ 隔離シートの設置に当たっては、次による。

- 隔離シートの一部にクリアパネルを用いるなど、施工区画外から作業場内の状況を即時に確認できる構造とする。

オ 石綿の飛散を防ぐことができるフィルターは、JIS Z 8122 に規定する超高性能微粒子フィルター(HEPA フィルター(High Efficiency Particulate Air Filter)及びこれに準じたものをいう。)

コ 隔離状況及び集じん・排気装置の稼働状況の確認は、次による。

① 機密性確認用のスモークマシンで発生させた疑似煙を作業場内に充満させ、隔離外部より漏洩等の異常がないことを目視で確認する。その後、集じん・排気装置を稼働させ、疑似煙が適切に排気されることを確認する。

2. 工法（標準仕様書 29.3.2）

(1) 石綿含有吹付け材の除去工法は、標準仕様書 29.3.2(1)による。

(2) 除去された石綿含有吹付け材の飛散防止措置は次による。

① 石綿飛散防止剤(湿潤剤)で湿潤化し、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。
(プラスチック性の袋を使用する場合、厚 0.15 mm以上)

除去した石綿含有吹付け材等の処分は、29.3.3 ウにより、適正に処分する。

3. 確認及び後片付け（標準仕様書 29.3.4）

確認及び後片付けにおける監督員の立会いは、次による。

ア 除去完了の確認は石綿等に関する知識を有する者等が行う。

石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者及び当該作業の石綿作業主任者をいう。

第4節 石綿含有保温材等の除去

1. 石綿含有保温材等の除去（標準仕様書 29.4.1）

除去方法等は、原形のまま手ばらしで行うことを原則とし、標準仕様書「29.4.2 工法」から「29.4.4 確認及び後片付け」までによる。

やむを得ず破砕して除去する場合は、標準仕様書「第3節 石綿含有吹付け材の除去」による。

ウ 隔離養生(負圧不要)に用いる養生シート等は、十分な耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。

2. 確認及び後片付け（標準仕様書 29.4.4）

確認及び後片付けにおける監督員の立会いは、次による。

ア 除去完了の確認は石綿等に関する知識を有する者等が行う。

石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

第5節 石綿含有成形板等の除去

1. 石綿含有成形板等の除去（標準仕様書 29.5.1）

除去方法等は、原形のまま手ばらしで行うことを原則とし、標準仕様書「29.5.2 工法」から「29.5.4 確認及び後片付け」までによる。

やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時石綿飛散防止剤(湿

潤剤)で湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生(負圧不要)を行う。

ウ 隔離養生(負圧不要)に用いる養生シート等は、十分な耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。

作業場所の周辺の養生は次による。

○ 隔離養生(負圧不要)に用いる養生シート等は、十分な耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。

2. 工法 (標準仕様書 29.5.2)

ア 湿潤化の方法は次による。

○ 石綿飛散防止剤(湿潤剤)の噴霧による湿潤化

※ 湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。

※ 「手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破碎して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破碎しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業する。

3. 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分 (標準仕様書 29.5.3)

石綿含有吹付け材等の処分は、29.5.3ウ(イ)aにより、適正に処分する。

4. 確認及び後片付け (標準仕様書 29.5.4)

ア 除去完了の確認は石綿等に関する知識を有する者等が行う。

石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者及び当該作業の石綿作業主任者をいう。

第6節 石綿含有仕上塗材の除去

1. 石綿含有仕上塗材の除去 (標準仕様書 29.6.1)

石綿含有仕上塗材の除去は、「石綿則」及び「大気汚染防止法」に基づき除去すること。

(1) 既存塗膜の除去または穴あけを行う場合は、次のいずれかの工法で適正に施工すること。

ア 剥離剤併用手工具ケレン工法

イ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

ウ 超音波剥離工法

エ 集じん装置付ハンマードリル工法

オ グローブバック・HEPA付き真空掃除機工具使用

カ その他監督員とし協議し、承諾を受けたもの

(2) 剥離材を使用する場合は、環境配慮型を使用することを原則とするが、施工に先立ち施工計画書を作成し、剥離材の試験施工により性能の確認を行った上で、使用材料を決定すること。

2. 作業場の区画 (標準仕様書 29.6.2)

建物外部の石綿含有仕上塗材を除去する場合は、次による。

ア 湿潤化又は、十分な集じん性能を有する電動工具の使用が困難な場合は、隔離養生(負圧不要)を実施すること。(穿孔作業のみの場合は不要)

隔離養生は、対象箇所の周囲を当該部分より高い位置までプラスチックシート等で適切に区画する。

イ 除去作業には、呼吸用保護具、保護メガネ及び作業衣等を着用させる。ただし高所作業等で保護メガネの着用が視界を妨げる等、安全確保に支障がある場合はこの限りではない。

3. 工法 (標準仕様書 29.6.3)

(1) 湿潤化の方法は次による。 ※ 剥離剤を使用する場合は、湿潤化は不要

○ 噴霧水による湿潤化

※ 湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。

4. 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 (標準仕様書 29.6.4)

除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重に梱包する。

除去した石綿含有仕上塗材の処分は、29.5.3ウ(イ)aによる。

5. 穿孔作業の作業手順

(1) 既存塗膜が石綿含有仕上塗材の壁面の穿孔作業を行う場合は、次の手順で行う。

①穿孔作業を行う面に飛散抑制剤を塗布する。

②集じん装置付ハンマードリルを使用して穿孔作業を行う。

③穿孔部分及び床面等をHEPA付き真空掃除機で清掃する。

④穿孔部分に飛散防止剤を塗布する。

※ 湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。

6. 確認及び後片付け (標準仕様書 29.6.5)

確認及び後片付けは、29.5.4による。

ア 除去完了の確認は石綿等に関する知識を有する者等が行う。

石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者及び当該作業の石綿作業主任者をいう。

第7節 封じ込め、囲い込み

1. 封じ込め、囲い込みの作業(やむを得ない場合の措置)

石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合は、次の方法により行う。

(1) 封じ込め及び囲い込み作業に当たっては、「建築基準法」告示で定める「封じ込め及び囲い込みの措置の基準」(平成18年9月29日 国土交通省告示第1173号)を遵守する。

(2) 封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定め

る件」(平成12年5月31日 建設省告示第1446号)第1条第20号石綿飛散防止剤を満たした認定品を使用する。

- (3) 封じ込め及び囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有建材の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿が飛散しないよう補修する。
- (4) 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用する。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用するときも同様とする。
- (5) 作業に際しては、作業場所の隔離、石綿飛散防止の付いた集じん・排気装置による排気等、石綿含有建材の除去作業に準じた作業を行う。の種類は、「29.3.1 作業場の隔離等」による。